

平成 26 年 11 月 5 日
みなとみらい 2 1 街づくり
基本協定運営委員会 資料抜粋

地域冷暖房システムの運用方針

運用方針

みなとみらい 2 1 街づくり基本協定に規定されている地域冷暖房の取り扱いについて、今後、次の通り運用するものとする。

(1) 地域冷暖房システムの利用、およびコージェネレーションシステム等の導入

基本協定第 8 条第 1 項に定められている「地域冷暖房システムの利用」については、当地区に導入されている現在の地域冷暖房システムを基幹システムとして、引き続き原則全量利用するものとする。

一方、東日本大震災の発生以降高まっている B C P 対策についての社会的要請や、横浜市みなとみらい 2 1 地区スマートなまちづくり審議会答申を尊重し、地域冷暖房システムを基幹システムとしつつ、地区全体の環境性・防災性の向上に資すると認められるコージェネレーションシステム等については導入を認めるものとする。

(2) 事前協議・運用

コージェネレーションシステム等を導入しようとする場合、その内容については、一般社団法人横浜みなとみらい 2 1 の事務局、および横浜市と事前に十分協議*・調整を行い、他に関係者がある場合はその調整を行うものとし、みなとみらい 2 1 街づくり基本協定運営委員会に諮り、承認を得るものとする。

ただし、必要に応じ基本協定専門部会等において意見を聴くものとする。

*協議の視点

- ・地区全体の環境性・防災性の向上が図られているか。
- ・都市景観に配慮されているか。
- ・システムの内容が地域冷暖房の利用者全体の利益を損なわないよう配慮されているか。

(①設備規模、②運転方法、③設備故障時のバックアップ方法等)

店舗等の設置・運営の考え方

20 街区M I C E 施設及び民間収益施設の施設内に店舗等を導入して、利用者向けの利便性を高めることや地域の賑わいを創出することが期待されている。20 街区M I C E 施設及び民間収益施設それぞれについて、店舗等の設置・運営の考え方は以下のとおりである。

	20 街区M I C E 施設内	民間収益施設内
施設所有者	・市	・民間収益事業者
店舗等の誘致・ 管理主体	・P F I 事業者②	・民間収益事業者
店舗等の建物賃貸 料の支払先	・P F I 事業者②	・民間収益事業者
設置が想定される 場所	・賑わいの創出に向け、地区施設（キング軸）沿いの場所 ・20 街区MICE 施設利用者動線を踏まえ、利便性に配慮した場所	・賑わいの創出に向け、地区施設（キング軸）沿いの場所 ・事業者の提案による
店舗等の種類と規 模	・設置目的等を踏まえ、事業者の提案による	・事業者の提案による

地区計画概要（20 街区該当部分の抜粋）

名称	みなとみらい 21 中央地区地区計画
位置	西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区内田町及び桜木町
面積	約 115.7ha
地区計画の目標	<p>本地区は、首都圏の業務機能を分担する業務核都市として位置付けられている横浜の街づくりの中核的事業である「みなとみらい 21 計画」を実現するため、21 世紀の都市にふさわしい業務・商業施設、ホテル、都市型住宅や多様な文化施設、公共公益施設の導入を図るとともに、快適な歩行者空間や調和のとれた街並の形成を図るべき地区である。このため、本地区計画は、地権者間で締結された「みなとみらい 21 街づくり基本協定」と併せて以下の都市像の実現を目指して計画的な市街地形成を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 24 時間活動する国際文化都市 2 21 世紀の情報都市 3 水と緑と歴史に囲まれた人間環境都市
土地利用の方針	<p>21 世紀の都市にふさわしい調和とバランスのとれた街を形成するため、以下のゾーンごとに特色をもった土地利用を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 インターナショナルゾーン <p>臨港幹線道路に沿って、業務、国際交流施設、会議場、展示場、ホテル、ショッピング・アミューズメント施設、文化施設、都心型住宅等が立地する地区</p>
地区施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全で快適な歩行者空間のネットワークを形成する。 2 キング軸上の、主として歩行の用に供する空気を、オープンモールとし、通景空間を確保する。 3 桜木町駅前に、にぎわいを創出する歩行者空間として広場を確保する。 4 街区内の適切な位置に、公開性の高い空気を確保する。 <p>みなとみらい 21 地区では、歩行者ネットワークを始め、交通拠点周辺、公園・緑地、水辺周辺等の公的空間の充実を図るため、これらと一体的あるいは容易に行き来できる位置に、歩行者用通路、アトリウム、サンクンガーデン、中庭、空中広場等の外部・内部の公開空気を確保する。</p>

建築物等の整備の方針	<p>21世紀の都心にふさわしい街並の形成を実現するため、以下の方針に基づき建築物等を誘導する。</p> <p>1 街のスカイラインの形成と空間的な広がり確保</p> <p>みなとみらい21地区の街並を整え、秩序ある都市景観を形成するため、街のスカイライン形成上、突出した高さをもつ建築物等によりスカイラインが損なわれないよう、地区整備計画に高さの最高限度を規定する。また、海へ向かう空間的な広がり確保するため、建物の位置及び形状について配慮するものとする。</p> <p>(1) 海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるようなスカイラインを形成することを基本とする。</p> <p>(2) みなとみらい21地区の重要な都市軸であるクイーン軸上の商業ゾーンA及びキング軸上のビジネスゾーンAには、積極的に超高層の建物を誘導し、街のランドマークとする。また、インターナショナルゾーンAは、商業ゾーンAと連続したスカイラインを形成するものとする。</p> <p>(3) グランモール沿いは開放的で快適な歩行者空間を形成するため、低層部の連続性を確保した上で、高層棟をグランモールよりできるだけ後退して配置する。</p> <p>2 潤いとにぎわいのある街並の形成</p> <p>街のにぎわいを演出するため歩行者空間のネットワークに面する部分は、商業、アミューズメント施設等多くの人々が利用し、にぎわいを演出する用途とし、その連続性に配慮する。特に高層建物にみられがちな、街の連続性の喪失を補うため、低層部のしつらえかたに留意する。</p> <p>また、高密度な都心地区に潤いをもたらすため、歴史的資産を生かすとともに、オープンスペース等に水と緑を積極的に導入する。</p> <p>3 高度な都市機能を実現する建物用途の誘導</p> <p>魅力ある都市活動の場とするため、業務、商業といった都市機能の他に、国際交流、高度情報化、芸術・文化活動の促進、地域の管理・運営、業務や都市生活の支援といった機能を持つ施設等を誘導する。</p> <p>また、各ゾーンの土地利用にふさわしい施設を立地させ、高度情報化にふさわしい機能及び構造を有する建築物とする。</p> <p>4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画</p> <p>(1) 都市防災に配慮した建築計画とし、高層建築物の形状については、落下物対策、風害対策及び歩行者空間への圧迫感の抑制に配慮する。</p> <p>(2) 地域冷暖房及び真空集じんシステムの導入に配慮した建築計画とする。</p> <p>(3) 省資源、省エネルギー化の推進等、環境保全に配慮した計画とする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 適切な敷地規模を維持しながら、都市施設とのバランスと、土地の合理的な高度利用を考慮した計画とする。</p> <p>(2) 住宅は、都市生活者の多様な生活像にこたえる特色ある住宅を目指すとともに周辺の他の都心機能の集積を阻害しないように、その配置等について配慮する。</p> <p>(3) 街の景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。</p>
------------	---

地区整備計画	
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>ただし、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条の規定により指定された区分内の建築物については適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の 2 で定めるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 3 下の欄に掲げるもの（この項の規定の施行の際現に存する当該用途に供する部分を有する建築物の敷地において、その部分の床面積の合計が基準時のその部分の床面積の合計を超えない範囲で新築する場合を除く。） <p>(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍、又は下宿 (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム</p>
容積率の最低限度	<p>10 分の 10</p> <p>ただし、暫定的な土地利用を図るもの、公園、広場その他これらに類する土地に建築するもの及び公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なものは、この限りでない。</p>
建築物の敷地面積の最低限度	<p>1,500m²</p> <p>ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 2 土地地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該地区の規定に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
壁面の位置の制限	<p>建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さは、次に掲げる数値を超えてはならない。ただし、秩序ある都市景観の形成を損なわない範囲で、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定街区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められている街区に存するもの 2 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 36 条第 1 項に定める都市再生特別地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められている街区に存するもの 3 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する工作物又はその他の公益上必要な通信事業の用に供する工作物 <p>60 m</p>
建築物等の形態意匠の制限	<p>街の景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。</p>

地区施設（キング軸）

- ① 有効幅員 15m 以上のオープンモールとすること。
- ② オープンモール沿いへ庇（幅員 3m 程度を限度とする）を設置する等、雨天時の円滑な通行に配慮すること。
- ③ 地区施設はデッキを主体とし、既存施設のデッキと円滑に接続できる高さ（概ね T.P+11.71m）で整備すること。
- ④ デッキ上空で、幅員 25m 以上の通景空間を確保すること。
- ⑤ 地区施設面積の 50% 以上を緑化すること。緑化の基準については、下記による。緑化に際しては、臨港パークからキング軸へと緑が連なって見えるよう、配置等を工夫すること。
- ⑥ 地区施設沿いには、店舗やサービス施設等による賑わいの創出に配慮すること。

ア 緑化部分は地区施設の有効幅員 15m に含むことができる。ただし、地区施設内に合計幅員 8m 以上（1つの通路は幅員 2m 以上）の歩行空間を確保すること。

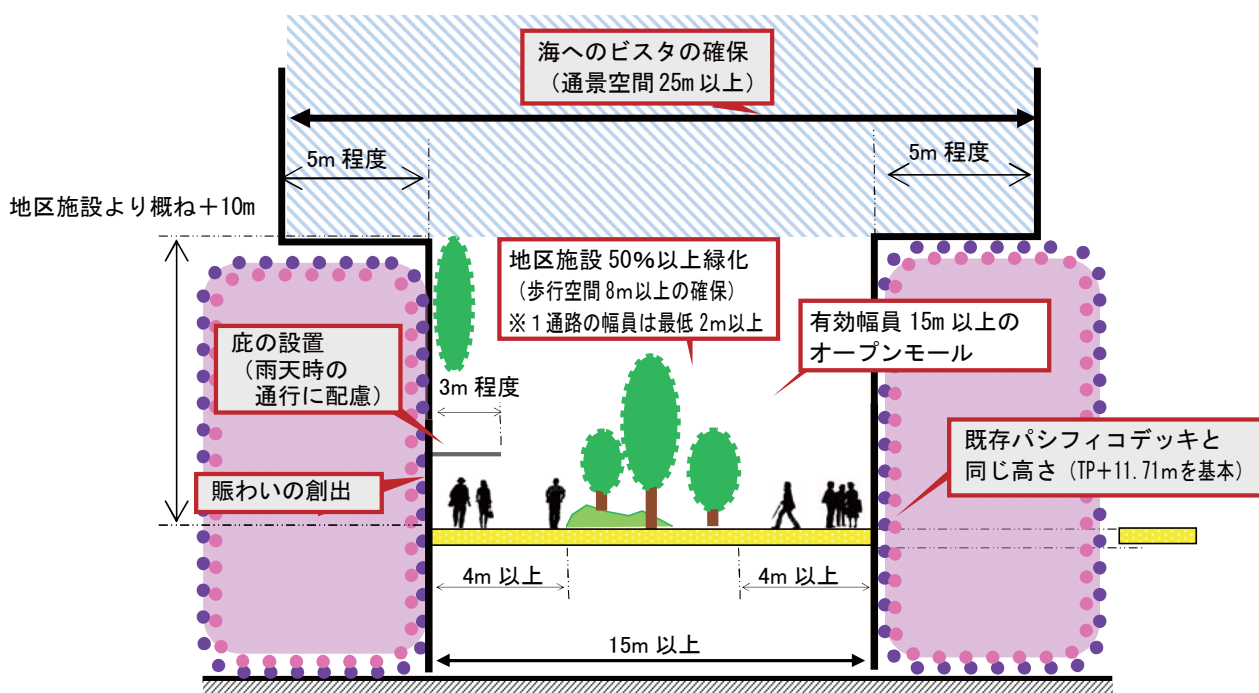
イ 樹種の選定、配置、植栽方法等を工夫し、象徴性や独創性に配慮すること。

【緑化面積算定方法】「都市緑地法施行規則第 9 条」及び「横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準」（以下、「規則等」という。）を準用する。ただし、高木（高さ 2.5m 以上の樹木）及び立体的緑化については、規則等に基づき算定した面積に 1.2 を乗じた面積とする。

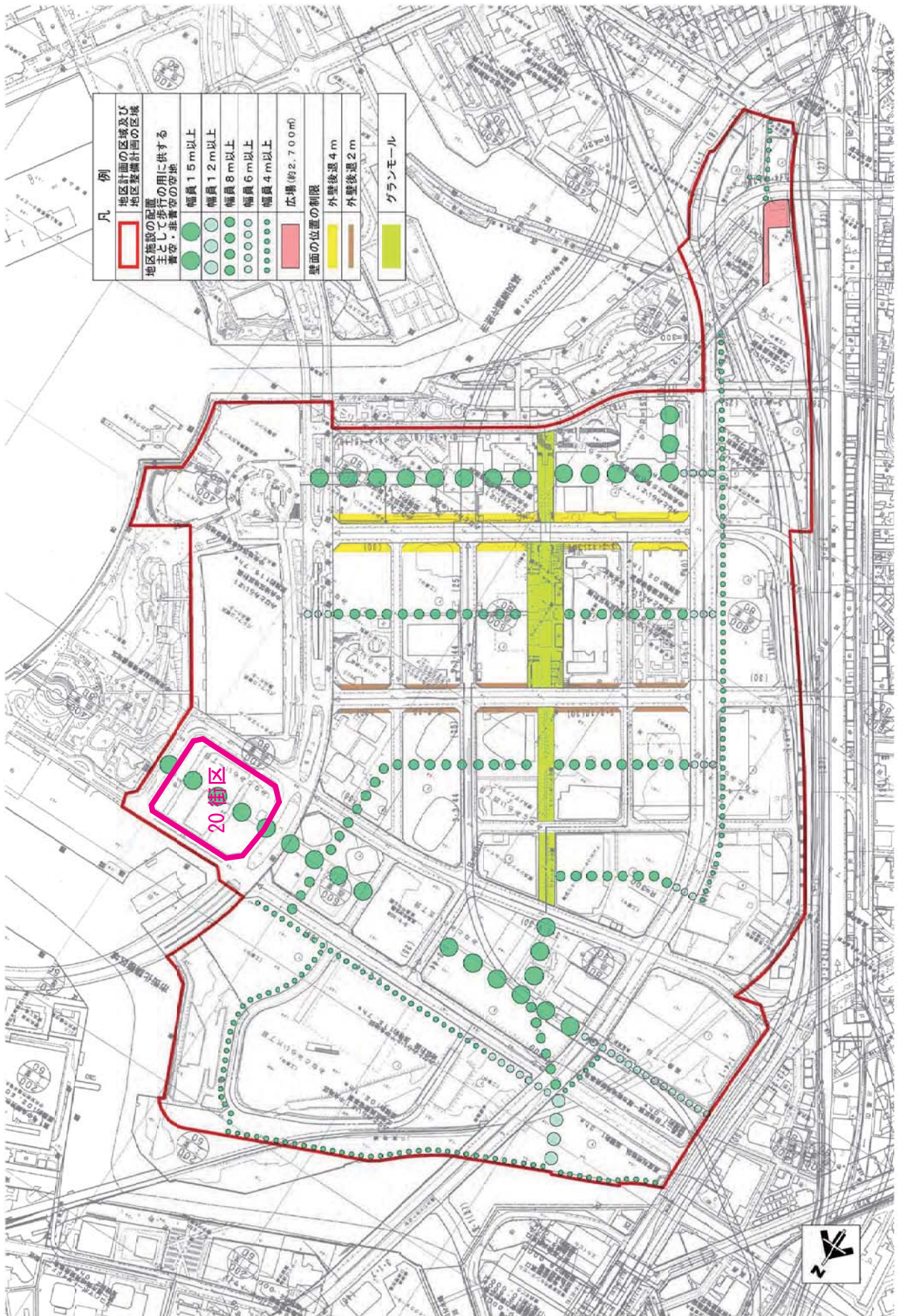
※立体的緑化とは、植栽地面の高低差が 1m 程度のまとまった緑地部分とする。

※なお、上記基準はキング軸の緑化部分のみに適用する。

キング軸整備イメージ図



地区施設・外壁後退





周辺基盤施設③
(50 街区側)

※ 設置範囲等の条件については、
文化観光局と協議

周辺基盤施設②
(臨港パーク側)

※ 設置範囲等の条件については、
臨港パークを所管する市港湾局と協議

周辺基盤施設①
(既存施設側)

※ 設置範囲等の条件については、
施設所有者である市港湾局及び
株式会社横浜国際平和会議場と協議

※ 図面は参考図であり、現況と異なる場合は現況を優先すること。

周辺基盤施設②に関する整備条件

- ・ 周辺道路の変更・廃止・占用等に関わらず、現況の臨港パークと港湾2号線の敷地境界まで整備を行うこと。
- ・ 橋面高さ T.P. +11.71m にて臨港パーク側と接続を行うこと。
- ・ 臨港パークの管理者及び20街区MICE施設の設置者である横浜市と協議の結果、接続位置が変更となる可能性があり、その場合には設計・契約変更等を行う予定である。

周辺基盤施設③に関する整備条件

①耐震条件

地盤種別	: III種地盤
L 1 地震時設計水平震度	: 0.3
L 2 地震時地震波形	: III種地盤 Type-2

②作用反力

単位: kN

		橋軸方向	橋軸直角方向	鉛直方向
死荷重		0	0.0	1655.3
活荷重(群集荷重)		0	0.0	739.3
風荷重		0	185.2	2.9
温度による影響		0	0	0
地震荷重	橋軸方向 レベル1	0	0.8	53.7
	レベル2	0	0	0
	橋軸直角 レベル1	0	536.6	9.9
	レベル2	0	1592	0
最大反力(100kN丸め)		0	1600	2400

③必要遊間長

各作用力による橋軸方向の変位を以下に示す。

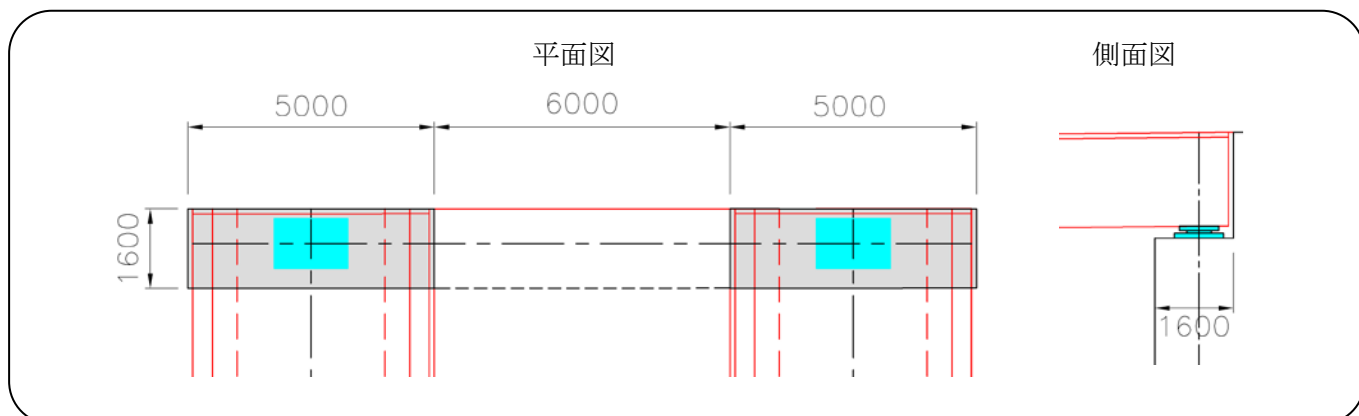
単位: mm

		橋軸方向変位	備考
死荷重		35.7	キャンバーにて考慮
活荷重(群集荷重)		16.3	
風荷重		0.3	
温度による影響		±20.6	-10°C ~ +50°C
地震荷重	橋軸方向 レベル1	16.1	
	レベル2	49.9	
	橋軸直角 レベル1	0.9	
	レベル2	0	
最大変位		57.5	活+温度

上表の結果に余裕量を考慮し、遊間は 100mm程度 を確保する。

④橋座の必要寸法

20 街区M I C E施設にて桁を支持するためには、以下に示す橋座面の寸法が必要となる。



なお、下部工の設計については、建築物と一体構造で設計することも、建築物とは別に下部工を設けることも、どちらの方法でも可とする。

業務実施体制図

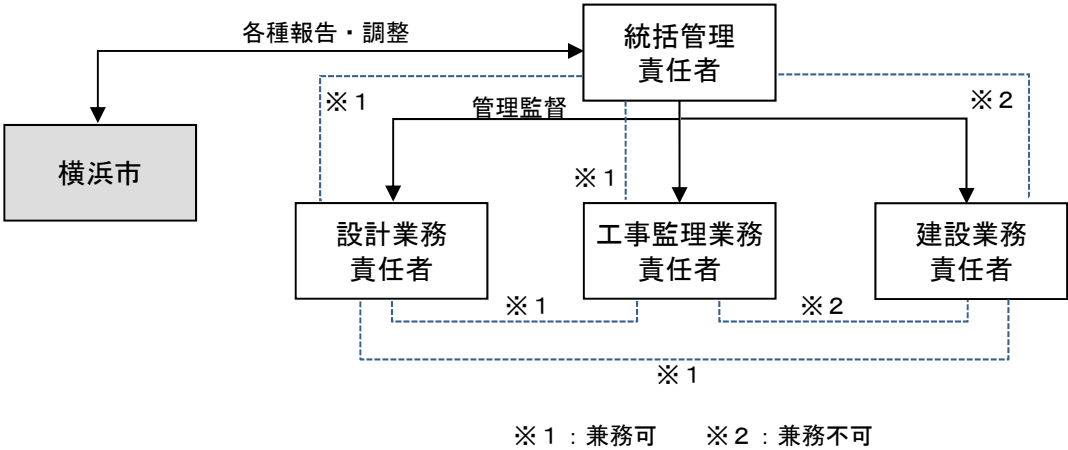
本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」及び「維持管理期間」において統括管理責任者を配置するとともに、設計、工事監理、建設、維持管理・保全の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

なお、統括管理責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務すること（一部業務を除く）や、「設計・建設期間」及び「維持管理期間」で同一の者を配置することは可能である。

また、統括管理責任者は、原則として構成員又は協力企業から選出することとし、事前に市の承諾を得ること。

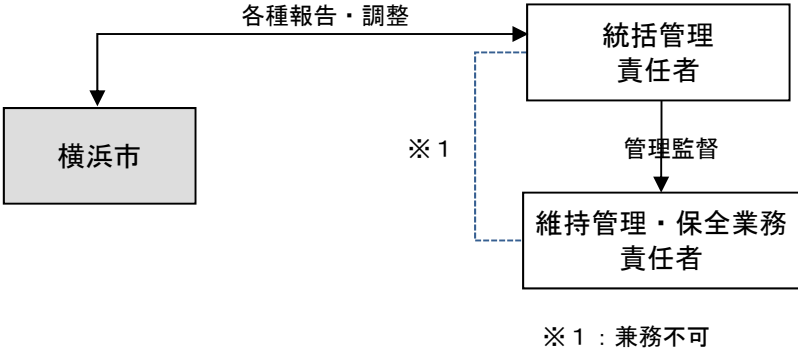
1 設計・建設期間

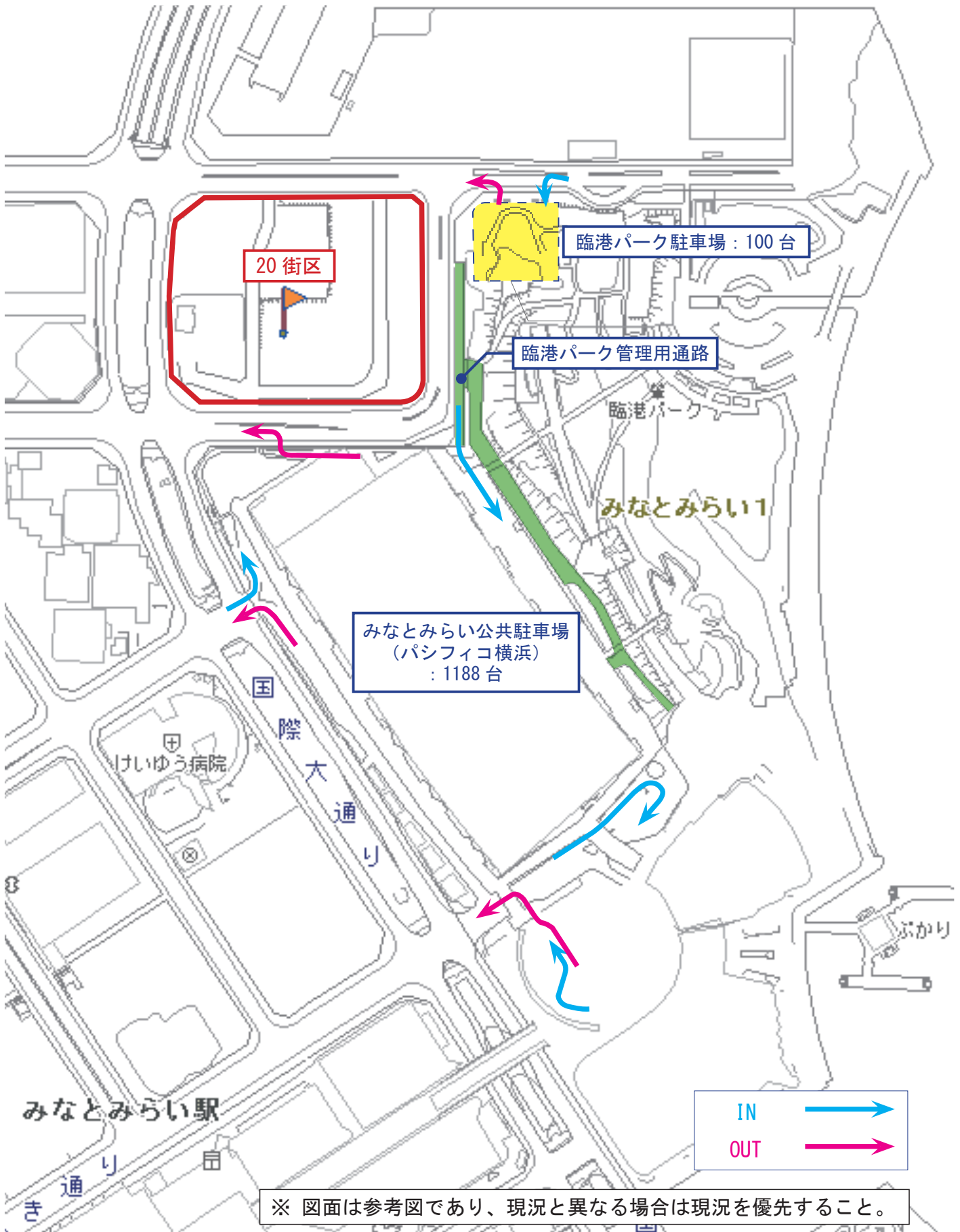
設計・建設期間中は、「統括管理責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。なお、建設業法に基づき、主任技術者又は管理技術者を設置する場合には、建設業務責任者と兼務することは可能とするが、本事業に専任の者とする。



2 維持管理期間

維持管理期間中は、「統括管理責任者」、「維持管理・保全業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、維持管理・保全業務を実施する。





諸室区分	A 多目的ホール	
室名	A-1 多目的ホール	
定員・規模	規模：約 8,000 m ² (ホワイエと合わせて10,000m ² 以上)	
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議などの大規模な会議や床荷重の少ない展示会・商談会、集会・講演会のほかレセプションなど多目的に利用可能なホールとして整備すること。 	
主な利用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模会議：3,000人規模の国際・国内会議における全体会議会場及び分科会 展示会・商談会：床荷重の少ない展示会・商談会・即売会 集会・講演会：企業ミーティングや団体等の全国大会 (一括利用時) シアター形式で6,000席程度、スクール形式で4,000席程度 レセプション：正餐形式で4,000席程度、立食で8,000人程度。本格的なコンサート等は想定しないが、音楽を伴うアトラクション程度は開催できること。 	
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ホールは、固定席を設置するのではなく多様な利用が可能となる平土間形式とすること。 壁の一部を開閉してホールとホワイエを一体利用できる構造とすること。 無柱空間とすること。 天井高は 10m 以上とし、ホール内で大型スクリーンを見ることができるようになること (一部低い部分があることを認める場合がある)。 会議室としての利用が可能となるよう 8 分割が可能となるよう、操作簡易な可動間仕切りを設置すること。 分割した各部屋には、他の会議室を経由しないで廊下等から直接出入りできるようにすること。 分割した各部屋には、利用状況をモニターするための監視モニタを設置すること。 各部屋の壁面には、仮設機材のケーブル口を設けること。 ホールは、荷捌きスペースから搬入作業ができるようにすること (ホール内は搬出入車両の進入の必要なし)。
	床性能	<ul style="list-style-type: none"> 床は、国際会議などの大規模な会議、レセプションや展示イベント等に耐えうる仕上げとし、タイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。 分割した各部屋には配線・配管ピットを確保し、各種配線・配管の取出しや点検や修繕が容易にできるようにすること。 床耐荷重は、展示物に対応できる水準として20kN/m²以上とすること。

	遮音・音響性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議や講演会の利用を前提とした残響時間とすること。 ・ 他室からの透過音は暗騒音にまぎれて聴こえないレベルまで、他室への透過音は電気拡声による大音量発生の場合に周辺で若干聴こえるレベルまで、それぞれ低減させること。 ・ 周辺住宅や 20 街区M I C E施設内で他室の利用に支障のないよう所要の遮音・音響性能を確保すること。 ・ 一般的な騒音については、敷地境界線上にて、関係法令に基づく防音性および遮音性を保つこと。
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画する利用形態・規模を踏まえ、各室にイベント電源（多目的ホール全体で1,000kw程度）・コンセント及び音響・照明・映像・同時通訳装置の出入力設備を設置すること。 ・ コンセントの電気回路は分割した部屋毎とすること。 ・ 床面にもコンセントを適宜設置すること。 ・ 照明用電源の容量には充分配慮すること。 ・ 音響・照明・映像・同時通訳装置には別系統の電源を用意すること。 ・ 吊物機構用の電源も複数系統を用意すること。 ・ 照明用として、分割した部屋毎に 直回路：30A C 型×2 口、調光回路：20A C 型×6 口 を設けること。
	吊物機構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部屋については、縦・横両方の利用パターンを想定すること。 ・ 各部屋の仮設舞台の設置が想定される箇所の天井部には、イベント時等を想定し幕類や看板用の美術バトン（最低でも 2 本・壁から 900mm セットバック）及び照明演出等が可能な照明用トラス、音響スピーカー用のトラスを設置し、全て電動昇降式とすること。 ・ 照明・音響用のトラスは耐荷重 1t/本以上とすること。 ・ 舞台の設置が想定される箇所の天井部には、吊点（耐荷重150kg/点）を必要箇所数設置すること。 ・ 吊点は、複数の部屋を一括利用する場合も想定し配置すること。 ・ 吊物用として、分割した部屋毎に 直回路：30A C 型×2 口、調光回路：20A C 型×12 口 を設けること。
	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明設備の水準は、利用形態に応じた水準とすること。 ・ 特殊な催事の利用も想定し、主催者の照明機器の持ち込みにも対応できるようにすること。 ・ 点灯パターンを細かく設定可能なシステムとすること。 ・ 移動可能な簡易調光卓を各室に設置すること。 ・ 各室にフロア回路として DMX 入出力を 2 系統、吊物回路として DMX 出力を 2 系統用意すること。

	情報 通信 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV システム、臨時電話回線（多目的ホールを分割した場合でも各室において 30 回線程度）を設置すること。 ・ インターカム等の設備を設置すること。 ・ LAN システム（有線、無線いずれも）を設置すること。アウトレットについては、分割した各部屋の壁面に設けるほか、配線ピットから容易に取り出せるようにすること。 ・ 既存施設と一体的に貸出ができる、カードキーによる入退室管理ができる設備とすること。 ・ 音響回線は分割した部屋ごとに LAN・アナログ各 2 回線とし、床面への埋め込みとすること。 		
	映像・ 音響 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可動間仕切りのいずれの分割パターンでも利用できるよう、各室前方中央に映像用の大型スクリーン（縦横比が 3:4 で天井高に合ったサイズ）を設置すること。 ・ 国際会議や各種イベントに対し、十分に対応できる拡声、再生、録音性能を備えた音響設備を計画すること。 ・ 天井スピーカーを一括利用時・分割利用時のどちらでも対応できるように設置すること。 ・ 電波式のワイヤレスマイクが混信せずに利用できるようにすること。 ・ 特殊な催事の利用も想定し、主催者の映像・音響機器の持ち込みにも対応できるようにすること。 ・ CCTV システムとは別に、隣接会場間で映像・音声を容易に送受信できるようにすること。 ・ 国際会議の開催が可能となるようデジタル赤外線方式の同時通訳装置をホール内の全エリアで導入できる設備とし、分割しても各室で使用できるようにすること。施設の利用目的に照らし合わせ、常設で 8 か国語のデジタル赤外線方式同時通訳装置を利用できる仕様とすること。仮設備を設置する場合は、最大 32ch まで対応できる環境を整えること。 ・ プロジェクタを設置するための台が天井より降下してくるようにすること。なお、台には映像の接続端子・電源を設けること。 		
	給排水 衛生設 備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーティー利用を考慮し、壁面内側にシンクを設けること。 ・ 利用形態・計画する施設規模を踏まえ、給排水取り出し口を設置すること。 		
什器・備品 (共用備品含む)	品目	仕様（※下記条件を超える仕様の提案は可）	数量	
	机	W1,500×D450×H700mm 程度・幕板付・要台車	2,640 台	
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20 脚以上スタッキング可・要キャスター付台車	7,000 脚	
	ポータブルステージ	W2,400×D1,200×H800mm 以上	80 台	
	ステージスカート	—	提案に委ねる	

ステージステップ	W1,000mm 程度	16 台
ステージステップ用手すり	—	4 台
ステージ用ガードレール	—	20 台分
車いす用ステージスロープ	多目的ホール用	1 台
演台	W1,200×D800×H1,100mm 程度	8 台
司会台	W900×D700×H1,100mm 程度	8 台
アルファパネル	W900×H2,100 程度	1,800 枚
丸卓(大)	Φ2,000mm 程度	320 台
花台	W500×D500×H750mm 程度	8 台
金屏風	W4,000×H2,000mm 程度	4 双
ジョーゼット	W10m 程度で、天井高に応じた高さ	2 枚
大黒幕	W10m 程度で、天井高に応じた高さ	2 枚
バトン	W20m 程度(一括利用時用)	2 本
両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	16 台
両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	16 台
三折パーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	16 台
名刺受	—	8 個
貴名受	—	8 個
ストップウォッチ	—	8 個
卓上時計	—	8 個
卓上ベル	—	8 個
ギャベル	—	1 個
手元灯	—	24 個
賞状盆	A3 サイズ用	8 枚
テーブルクロス	—	792 枚
丸卓用テーブルクロス	—	320 枚
国旗・掲揚台	国旗サイズ W1,800×H1,200mm 程度	71 セット
貸出用消火器	粉末・10 型	50 本
消火器用台車	消火器 15 本程度積載可	5 台
立看板台縦	W980×D700×H2,100mm 程度: (差込看板サイズ(特注) W900×H1,800×t5mm)	4 台
立看板台横	W1,900×D800×H1,700mm 程度: (差込看板サイズ(特注) W1,800×H900×t5mm)	4 台
めくり台	W600mm、高さ可変式	8 台
手押台車	W1,000×D600mm 程度	8 台
天井作業用高所作業車	多目的ホールの天井高に対応可能なもの	1 台

諸室区分	A 多目的ホール		
室名	A-2 ホワイエ		
定員・規模	規模：約 2,000 m ² （多目的ホールと合わせて10,000m ² 以上）		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホールとの一体利用可能なホワイエをホール周囲に配置すること。 ・ 簡易な受付やコーヒープレイク等ができる一定の広さを確保するとともに、休憩用の椅子等を設置すること。 		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録受付やもぎり、クロークの設置等ができる機能も備えること。 ・ リラックスした雰囲気となるよう、天井高さ、内装素材、色彩に配慮すること。 ・ 入場時、退場時のスムーズな動線に配慮すること。 ・ 大規模集客施設に適した視認性の高いサインを動線の分岐点等に設置し、利用者のスムーズな移動を支援すること。 ・ 利用状況をモニターするための監視カメラを設置すること。 ・ 一体利用時にホール内の音や案内音声を流すための設備を設置すること。 ・ ホワイエのどのエリアでも利用できるよう、イベント電源盤と臨時電話、LAN、CCTVのアウトレットを適宜設けること。特に登録受付等が設置されると想定される位置には配慮すること。 ・ 床はタイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。 	
什器・備品	品目	仕様（※下記条件を超える仕様の提案は可）	数量
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	10 台
	両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	10 台
	記名机	W1,500×D600×H950mm 程度	10 台
	展示机	W1,500×D600×H700mm 程度	20 台
	クローク棚	W1,300×D600×H1,400 程度・4 段キャスター付	20 台
	パーテーションロープ	1,200mm 程度	30 本
	パーテーションポール	H800mm 程度	30 本
	枠付サインスタンド	H1,400～2,200mm 程度の可変式： 差込看板サイズ W450×H450×t5mm	10 本
	イーゼル	B1 サイズ対応	10 個
	白板付サインスタンド	H1,400～2,200mm 程度の可変式： 枠サイズ W450×H450mm 程度	10 本
	受付カウンター	W1,500×D600×H1,000mm 程度・キャスター付	6 台

諸室区分	A 多目的ホール		
室名	A-3 多目的ホール利用者向け控室		
定員・規模	定員：10名程度、室数：14室程度		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 控室 		
主な利用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 利用者スタッフ控室 		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び受付、警備等、それぞれのスタッフが休憩できる広さと機能を備えること。 部屋前にA3サイズを表示を掲示できる機能を有すること。 	
一室あたりの 什器・備品	品目	仕様（※下記条件を超える仕様の提案は可）	数量
	机	W1,500×D600×H700mm 程度	4 台
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20脚以上スタッキング可	10 脚
	ソファセット	布張・4人用1式	1 セット
	卓上鏡	—	1 個
	冷蔵庫	300L 程度	1 台
	テーブルクロス	—	4 枚
	コートハンガーセット	1 式	1 式
	姿見	W400×H1,500mm 程度・キャスター付	1 台
	液晶モニタ	吊下げまたは壁掛け・40インチ程度	1 台
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	三つ折りパーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	1 台

諸室区分	A 多目的ホール		
室名	A-4 多目的ホール利用者向け控室2		
定員・規模	定員：10名以上、室数：2室程度		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 控室 		
主な利用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 利用者スタッフ控室、警察無線室、消防本部用 部屋前にA3サイズの表示を掲示できる機能を有すること。 		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> 1室は、警察による警護が必要なイベント時の警護本部用の詰所としても利用できるようにすること。当該室には、警察用無線（県警本部通信用及び配置警察官通信用の2種類の無線）のアンテナ・警備無線補助システムの引込み線、電話線（50回線程度）を確保するとともに、VIP動線付近、かつ一般用動線以外の出入口から容易に屋外に出られる位置に配置すること。 1室は、消防による待機が必要なイベント時の消防本部用の詰所としても利用できるようにすること。 当該室には無線通信補助設備の端子、電話線及び電源を確保するとともに、VIP動線付近、かつ一般用動線以外の出入口から容易に屋外に出られる位置に配置すること。 警察及び消防の詰所としての利用を想定している室の各種配線等の位置及び仕様については、詳細設計を行う際に、神奈川県警及び本市消防局と十分に協議を行うこと。 	
一室あたりの 什器・備品	品目	仕様（※下記条件を超える仕様の提案は可）	数量
	机	W1,500×D600×H700mm 程度	4 台
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20脚以上スタッキング可	10 脚
	ソファークロス	布張・4人用1式	1 セット
	卓上鏡	—	2 個
	冷蔵庫	300L 程度	1 台
	テーブルクロス	—	10 枚
	コートハンガーセット	1 式	2 台
	姿見	W400×H1,500mm 程度・キャスター付	2 台
	液晶モニター	吊下げまたは壁掛け・40インチ程度	1 台
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	三つ折りパーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	1 台

諸室区分	A 多目的ホール		
室名	A-5 出演者用・VIP用控室		
定員・規模	(出演者用) 5名以上×3室、10名以上×1室、20名以上×1室 (VIP用) 100㎡以上×1室(トイレ・給湯室含む)		
施設概要	・ 控室		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール周辺に、出演者用控室(5室)及びVIP用控室(1室)を設置すること。出演者用控室脇に共用で使用できるトイレ・シャワーブースを1ヶ所設置すること。 VIP用控室は、VIP用の車寄せからの動線及び一般客と分離した動線に配慮するとともに、専用トイレを設置すること。 部屋前にA3サイズの表示を掲示できる機能を有すること。 	
一室あたりの 什器・備品	品目	仕様(※下記条件を超える仕様の提案は可)	数量
	机	W1,500×D600×H700mm程度	5名以上室:2台 10名以上室:4台 20名以上室:8台
	スタッキングチェア	H800mm以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20脚以上スタッキング可	20脚
	ソファークロ	布張・4人用1式	VIP用のみ:1セット
	卓上鏡	—	1個
	冷蔵庫	300L程度	1台
	テーブルクロス	—	10枚
	コートハンガーセット	1式(VIP用は備付のものとする)	1式
	姿見	W400×H1,500mm程度・キャスター付(VIP用は備付のものとする)	1台
	液晶モニター	吊下げまたは壁掛け・40インチ程度	1台
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm程度・キャスター付	VIP用除く:1台
	三つ折りパーテーション	W1,800×H1,800mm程度	1台

諸室区分	A 多目的ホール		
室名	A-6 倉庫		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール回りの什器備品、音響・照明機材を収納することができる適切な広さの倉庫を確保すること。 収納する什器備品は、丸卓(大)320台、机(W1500)2,640台、椅子7,000脚、ポータブルステージ80台、アルファパネル1,600枚程度を想定するとともに、音響・照明機材が収容可能とすること。 	

諸室区分	A 多目的ホール	
室名	A-7 パントリー	
定員・規模	規模：500 m ² 程度	
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケータリング基地として、バックヤード側に配置すること。 ・ 保冷器等を設置するのに必要な電源を確保すること。 ・ 給湯が可能とすること。 ・ グリストラップを有する排水設備を設置すること。 ・ シンク、製氷機、冷蔵庫、調理機器用電源および配膳台を設置すること。 ・ 搬出入車両待機場所からパントリー、多目的ホールへ至るスムーズな動線に配慮すること。

諸室区分	B 大会議室									
定員・規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>面積</th> <th>天井高</th> <th>部屋数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>300 m²程度※1</td> <td>7m 程度</td> <td>8 室程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 隣接する2部屋が統合可能であること</p>		分類	面積	天井高	部屋数	大会議室	300 m ² 程度※1	7m 程度	8 室程度
分類	面積	天井高	部屋数							
大会議室	300 m ² 程度※1	7m 程度	8 室程度							
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・セミナー・シンポジウムの開催 									
主な利用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・セミナー・シンポジウム：100～300名規模の総会や分科会等 									
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設のアネックスホールと一体利用できるように同レベルに配置するなどの配慮を行うこと。 ・ 各部屋の壁面には、仮設機材のケーブル口を設けること。 								
	床性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床は、タイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。 								
	遮音・音響性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残響時間は、会議や講演会の利用を前提とした設定とすること。 ・ 他室からの透過音は暗騒音にまぎれて聴こえないレベルまで、他室への透過音は電気拡声による大音量発生の場合に周辺で若干聴こえるレベルまで、それぞれ低減させること。 								
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の規模に応じて壁面もしくは床面に、イベント電源盤・コンセント及び音響・照明・映像・同時通訳装置の出入力設備を備えること。 ・ コンセントの電気回路は分割した部屋毎とすること。 ・ 床面にもコンセントを設置すること。 ・ 照明用電源の容量には充分配慮すること。 ・ 音響・照明・映像・同時通訳装置には別系統の電源を用意すること。 ・ 吊物機構用の電源も複数系統を用意すること。 ・ 照明用として、分割した部屋毎に 								

		直回路：30A C 型×2 口、調光回路：20A C 型×6 口 を設けること。
吊物 機構 設備		<ul style="list-style-type: none"> 各部屋については、縦・横両方の利用パターンを想定すること。 各部屋の仮設舞台の設置が想定される箇所の天井部には、イベント時等を想定し幕類や看板用の美術バトン(最低でも 2 本・壁から 900mm セットバック) 及び照明演出等が可能な照明用トラス、音響スピーカー用のトラスを設置し、全て電動昇降式とすること。 照明用のトラスは耐荷重 1t/本以上とすること。 舞台の設置が想定される箇所の天井部には、吊点(耐荷重150kg/点)を必要箇所数設置すること。 吊点は、複数の部屋を一括利用する場合も想定し配置すること。 吊物用として、分割した部屋毎に 直回路：30A C 型×2 口、調光回路：20A C 型×12 口 を設けること。
照明 設備		<ul style="list-style-type: none"> 移動可能な簡易調光卓を各室に設置すること。
情報 通信 設備		<ul style="list-style-type: none"> CCTV システム、臨時電話回線(大会議室：30 回線程度)を設置すること。 場内放送設備を設置すること。 インターカム等の設備を設置すること。 LAN システム(有線、無線いずれも)を設置すること。 既存施設と一体的に貸出ができる、カードキーによる入退室管理ができる設備とすること。 音響回線は分割した部屋ごとに LAN・アナログ各 2 回線とすること。
映像・ 音響 設備		<ul style="list-style-type: none"> 音響設備、映像用スクリーン(縦横比が 4:3 で天井高に合ったサイズ)を備えること。 音響ワゴンは壁への埋め込み式あるいは取り付け式とすること。 天井スピーカーを一括利用時・分割利用時のどちらでも対応できるように設置すること。 電波式のワイヤレスマイクが利用できるようにすること。 CCTV システムとは別に、隣接会場間で映像・音声を容易に送受信できるようにすること。 国際会議の開催が可能となるようデジタル赤外線方式の同時通訳装置を室内の全エリアで導入できる設備とし、分割しても各室で使用できるようにすること。施設の利用目的に照らし合わせ、常設で 8 か国語のデジタル赤外線方式同時通訳装置を利用できる仕様とすること。仮設備を設置する場合は、最大 32ch まで対応できる環境を整えること。 プロジェクタを設置するための台が天井より降下してくるようにすること。なお、台には映像の接続端子・電源を設けること。

什器・備品 (共用備品含む)	品目	仕様 (※下記条件を超える仕様の提案は可)	数量
	机	W1,500×D450×H700mm 程度・幕板付・要台車	99 台
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20 脚以上スタッキング可・要キャスター付台車	320 脚
	ポータブルステージ	W2,400×D1,200×H400-600mm	6 台
	ステージスカート	—	提案に委ねる
	ステージステップ	W1,000mm 程度	2 台
	車いす用ステージスロープ	会議室用	1 台
	演台	W1,200×D800×H1,100mm 程度	1 台
	司会台	W900×D700×H1,100mm 程度	1 台
	丸卓(大)	Φ2,000mm	12 台
	花台	W500×D500×H750mm 程度	1 台
	金屏風	W4,000×H2,000mm 程度	大会議室全体で1 双
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	三折パーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	2 台
	名刺受	—	1 個
	貴名受	—	1 個
	ストップウォッチ	—	1 個
	卓上時計	—	1 個
	卓上ベル	—	1 個
	ギャベル	—	1 個
	手元灯	—	3 個
	賞状盆	A3 サイズ用	1 個
	テーブルクロス	—	30 枚
	丸卓用テーブルクロス	—	12 枚
	立看板台縦	W980×D700×H2,100mm 程度: (差込看板サイズ(特注)W900×H1,800×t5mm)	大会議室全体で1 台
	めくり台	W600mm、高さ可変式	大会議室全体で1 台
	手押台車	W1,000×D600mm 程度	1 台

諸室区分	B 中会議室											
定員・規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>面積</th> <th>天井高</th> <th>部屋数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中会議室</td> <td>250 m²程度※²</td> <td>5m 程度</td> <td>10 室程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※² 各室を2部屋に分割可能であること</p>				分類	面積	天井高	部屋数	中会議室	250 m ² 程度※ ²	5m 程度	10 室程度
分類	面積	天井高	部屋数									
中会議室	250 m ² 程度※ ²	5m 程度	10 室程度									
施設概要	・ 会議・セミナー・シンポジウムの開催											
主な利用イメー	・ 会議・セミナー・シンポジウム：100～250名規模の総会や分科会等											

ジ		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設のアネックスホールと一体利用できるように同レベルに配置するなどの配慮を行うこと。 各部屋の壁面には、仮設機材のケーブル口を設けること。
	床性能	<ul style="list-style-type: none"> 床は、タイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。
	遮音・音響性能	<ul style="list-style-type: none"> 残響時間は、会議や講演会の利用を前提とした設定とすること。 他室からの透過音は暗騒音にまぎれて聴こえないレベルまで、他室への透過音は電気拡声による大音量発生の場合に周辺で若干聴こえるレベルまで、それぞれ低減させること。
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 部屋の規模に応じて壁面もしくは床面に、イベント電源盤・コンセント及び音響・照明・映像・同時通訳装置の出入力設備を備えること。 コンセントの電気回路は分割した部屋毎とすること。 床面にもコンセントを設置すること。 照明用電源の容量には充分配慮すること。 音響・照明・映像・同時通訳装置には別系統の電源を用意すること。 吊物機構用の電源も複数系統を用意すること。 照明用として、分割した部屋毎に 直回路：30A C型×2口、調光回路：20A C型×6口 を設けること。
	吊物機構設備	<ul style="list-style-type: none"> 各部屋については、縦・横両方の利用パターンを想定すること。 各部屋の仮設舞台の設置が想定される箇所の天井部には、イベント時等を想定し幕類や看板用の美術バトン及び照明演出等が可能な照明用トラス音響スピーカー用のトラスを設置し、全て電動昇降式とすること。 照明用のトラスは耐荷重1t/本以上とすること。 舞台の設置が想定される箇所の天井部には、吊点（耐荷重150kg/点）を必要箇所数設置すること。 吊点は、複数の部屋を一括利用する場合も想定し配置すること。 吊物用として、分割した部屋毎に 直回路：30A C型×2口、調光回路：20A C型×12口 を設けること。
	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> 移動可能な簡易調光卓を各室に設置すること。
	情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> CCTVシステム、臨時電話回線（中会議室：5回線程度）を設置すること。 場内放送設備を設置すること。 インターカム等の設備を設置すること。 LANシステム（有線、無線いずれも）を設置すること。 既存施設と一体的に貸出ができる、カードキーによる入退室管理ができる

		<p>設備とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 音響回線は分割した部屋ごとに LAN・アナログ各 2 回線とすること。 	
	映像・音響設備	<ul style="list-style-type: none"> 音響設備、映像用スクリーン（縦横比が 3:4 で天井高に合ったサイズ）を備えること。 音響ワゴン は壁への埋め込み式とすること。 天井スピーカーを一括利用時・分割利用時のどちらでも対応できるように設置すること。 赤外線方式のワイヤレスマイクが利用できるようにすること。 CCTV システムとは別に、隣接会場間で映像・音声を容易に送受信できるようにすること。 各会議室には、回線等の同時通訳装置を利用できる環境を備えること。 	
一室あたりの 什器・備品	品目	仕様（※下記条件を超える仕様の提案は可）	数量
	机	W1,500×D450×H700mm 程度・幕板付・要台車	66 台
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・20 脚以上スタッキング可・要キャスター付台車	240 脚
	ポータブルステージ	W2,400×D1,200×H400-600mm	6 台
	ステージスカート	—	提案に委ねる
	ステージステップ	W1,000mm 程度	2 台
	演台	W1,200×D800×H1,100mm 程度	1 台
	司会台	W900×D700×H1,100mm 程度	1 台
	丸卓(大)	Φ2,000mm	8 台
	花台	W500×D500×H750mm 程度	1 台
	金屏風	W4,000×H2,000mm 程度	中会議室全体で 1 双
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	三折パーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	2 台
	ソファークッション	1 式	中会議室全体で 1 セット
	名刺受	—	1 個
	ストップウォッチ	—	1 個
	卓上時計	—	1 個
	卓上ベル	—	1 個
	ギャベル	—	1 個
	手元灯	—	3 個
	賞状盆	A3 サイズ用	1 個
	テーブルクロス	—	20 枚
丸卓用テーブルクロス	—	8 枚	
立看板台縦	W980×D700×H2,100mm 程度： （差込看板サイズ（特注）W900×H1,800×t5mm）	中会議室全体で 1 台	
机上プレート大	台紙サイズ W420×H105mm 程度	35 個	
机上プレート小	台紙サイズ W300×H100mm 程度	40 個	

	めくり台	W600mm、高さ可変式	中会議室全体 で1台
	手押台車	W1,000×D600mm 程度	1台

諸室区分	B 小会議室			
定員・規模				
	分類	面積	天井高	部屋数
	小会議室	100 m ² 程度	3m 程度	12 室程度
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・セミナー・シンポジウムの開催、控室 			
主な利用イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会・控室（事務局室） 			
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設のアネックスホールと一体利用できるように同レベルに配置するなどの配慮を行うこと。 		
	床性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床は、タイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。 		
	遮音・音響性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残響時間は、会議や講演会の利用を前提とした設定とすること。 ・ 他室からの透過音は暗騒音にまぎれて聴こえないレベルまで、他室への透過音は電気拡声による大音量発生の場合に周辺で若干聴こえるレベルまで、それぞれ低減させること。 		
設備	電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の規模に応じて壁面もしくは床面に、イベント電源盤・コンセント及び音響・照明・映像・同時通訳装置の出入力設備を備えること。 ・ コンセントの電気回路は分割した部屋毎とすること。 ・ 床面にもコンセントを設置すること。 		
	吊物機構設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吊看板用のピクチャーレールを設けること。 		
	情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCTV システム、臨時電話回線（小会議室：5 回線程度）を設置すること。 ・ 場内放送設備を設置すること。 ・ インターカム等の設備を設置すること。 ・ LAN システム（有線、無線いずれも）を設置すること。 ・ 既存施設と一体的に貸出ができる、カードキーによる入退室管理ができる設備とすること。 		
	映像・音響設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響設備、映像用スクリーン（縦横比が 4:3 で天井高に合ったサイズ）を備えること。 ・ 音響ワゴンは壁への埋め込み式とすること。 ・ 天井スピーカーを設置すること。 ・ 赤外線方式のワイヤレスマイクが利用できるようにすること。 		

		<ul style="list-style-type: none"> 各会議室には、回線等の同時通訳装置を利用できる環境を備えること。 プロジェクタを設置するための台が天井より降下してくるようになること。なお、台には映像の接続端子・電源を設けること。 	
一室あたりの 什器・備品 (共用備品含む)	品目	仕様 (※下記条件を超える仕様の提案は可)	数量
	机	W1,500×D450×H700mm 程度・幕板付・要台車	30 台
	スタッキングチェア	H800mm 以上・フレーム丸パイプステンレス・横連結・積置可・要キャスター付台車	80 脚
	演台(小)	W700×D500×H1,000mm 程度	1 台
	司会台(小)	W600×D500×H1,000mm 程度	1 台
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	1 台
	三折パーテーション	W1,800×H1,800mm 程度	2 台
	テーブルクロス	—	9 枚
	コートハンガーセット	—	1 台
	机上プレート(小)	台紙サイズ W300×H100mm 程度	40 個

諸室区分	B 会議室		
室名	B-2 ホワイエ		
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な受付やコーヒブレイク等ができる一定の広さを確保するとともに、休憩用の椅子等を設置すること。 		
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> クロック、入場管理(もぎり)の設置を可能とすること。 各会議室のサービス動線にも配慮すること。 リラックスした雰囲気となるよう、天井高さ、内装素材、色彩に配慮すること。 ホワイエのどのエリアでも利用できるよう、イベント電源盤と臨時電話、LAN、CCTVのアウトレットを適宜設けること。 床はタイルカーペット仕様とする等メンテナンスのしやすさにも留意すること。 	
各階あたりの 什器・備品	品目	仕様 (※下記条件を超える仕様の提案は可)	数量
	両面ホワイトボード	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	30 台
	両面掲示板	W1,800×H1,800mm 程度・キャスター付	30 台
	記名机	W1,500×D600×H950mm 程度	30 台
	展示机	W1,500×D600×H700mm 程度	60 台
	クロック棚	W1,300×D600×H1,400 程度・4 段キャスター付	60 台
	パーテーションロープ	1,200mm 程度	90 本
	パーテーションポール	H800mm 程度	90 本
	枠付サインスタンド	H1,400~2,200mm 程度の可変式: 差込看板 サイズ W450×H450×t5mm	30 本
	白板付サインスタンド	H1,400~2,200mm 程度の可変式: 枠サイズ	30 本

		W450×H450mm 程度	
	受付カウンター	W1,500×D600×H1,000mm 程度・キャスター付	18 台

諸室区分		B 会議室
室名		B-3 倉庫
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室のあるフロアごとに設置すること。 ・ 会議室・ホワイエの什器備品、音響・照明機材を収納することができる適切な広さの倉庫を確保すること。（各階の備品の8割程度を収納できることを目安とする。）

諸室区分		B 会議室
室名		B-4 パントリー
性能	基本性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室のあるフロアごとに設置すること。 ・ 給湯設備を設けること。 ・ シンク、製氷機を設置すること。

公共建築物構造設計の用途係数基準

第1編 本文

第1項 基準設定の主旨

公共建築物のなかには、災害時に応急活動を支える施設、要援護者施設、不特定多数の利用がある施設、貴重な財産を収蔵している施設、特殊な危険性のある施設等があり、大地震が発生した場合であっても、本来の機能を維持しなければならない。そのため、これらの施設においては、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際して、施設の用途に応じて耐震性能を割増すための用途係数を採用することとした。

また、新耐震設計（昭和56年施行）以前の既存施設の耐震改修は、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されたことから、原則として、当該法律によるものとした。ただし、上記の用途に供する施設においては、同様の趣旨から耐震改修においても、用途係数を採用することとした。

第2項 用途係数の基準

構造設計の用途係数の基準については、次の基準によるものとする。

（1）適用範囲

本基準を適用する建築物は、原則としてまちづくり調整局が取り扱う公共建築物に適用する。

（2）用途係数の区分と対象建築物

本基準は、建築物の用途及び機能から構造強化を必要とする類似グループを3つに区分したので、その区分に応じた用途係数を定めた。その内容は、表1に示すとおりである。

なお、建築物の立地状況、あるいは特別な理由等があって、特に必要と認められた場合には、別の区分の係数を適用することができる。

第3項 用途係数の運用方法

用途係数の運用方法は、次の規定によるものとする。ただし、層間変形角の検討には及ばないものとする。

（1）1次設計で終了する地震層せん断力係数の扱い

建築基準法施行令第88条で規定している地震力の層せん断力係数を算定するにあたっては、次の式に読み替えて同施行令第82条を満足するものとする。ただし、次の（2）を満足する場合には、本項を適用しなくても良いものとする。

$$C_i = G \cdot Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o$$

G：第2項(2)で定めた用途係数とする。

(2) 2次設計を行う各階の必要保有水平耐力の扱い

建築基準法施行令第82条の4で規定している保有水平耐力の算定にあつては、次の式を満足するものとする。

$$Q_{un} = G \cdot D_s \cdot F_{es} \cdot Q_{ud}$$

G：第2項(2)で定めた用途係数とする。

第4項 2次部材その他の扱い

建築物の仕上げ及び2次部材の耐震性並びに家具等の固定化等については、具体的な設計時に十分耐震性を配慮するものとする。

第5項 昭和56年6月1日の建築基準法改正(以下「新耐震設計法」という。)以前の既存施設の耐震改修における用途係数について

新耐震設計法以前の既存施設の耐震改修は、原則として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて行うものとする。

既存施設の耐震改修は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第3条に基づき「特定建築物の耐震改修の指針」(平成7年12月25日建設省告示第2089号)により診断、改修方法が定められている。

このため、本基準の適用については、「特定建築物の耐震改修の指針」の別表第1(三)に規定される I_s (各階の構造耐震指標)及び q (各階の保有水平耐力に係る指標)に対し、本基準の表1に基づく「耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧」の用途係数を乗じたものを目標値とする。

ただし、用途係数に1.25又は1.5を採用し耐震改修を行うことにより、施設の機能が失われる場合、耐震改修を行っても I_s が上がらない場合、耐震改修によって違法となる場合などについては別の区分を適用することができる。

第6項 附則

用途係数の適用は昭和59年4月1日より実施するものとする。

平成8年4月1日一部改定

平成9年4月1日一部改定

平成17年6月1日一部改定

表 1 耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧

用途係数 区 分	施設の用途係数適用の理由	該 当 施 設
1.5	<p>大震災時には、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため。</p> <p>放射性物質又は病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺的安全性を確保するため。</p>	<p>市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。</p>
1.25	<p>大震災時には、救護・復旧及び防災業務を担当するもの。</p> <p>並びに市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。</p>	<p>都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設（小中学校の体育館を除く）、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他施設、その他これらに類するものとする。</p>
1.0	<p>用途係数区分が、1.5 及び 1.25 区分に該当している施設以外の施設であるため。</p>	<p>公営住宅関係施設、本市の住宅系施設、事務所系施設、付属的施設、その他これらに類するものとする。</p>

【参 考】

公共建築物構造設計の用途係数区分

標記の用途係数区分の基準については、第1編第2項(2)に規定しているが、その区分毎の具体的対象建築物は、次のとおりである。

(1) 1.5に該当する建築物

用途係数が1.5に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表 2 1.5に該当する対象建築物関係一覧表

施設区分	対 象 建 築 物	施設対象名	理 由
1 市庁舎施設	(1) 庁舎棟 (2) 議会棟 (3) 電算棟		市民生活に一時も欠かすことのできない中心的行政機関であると共に、救護、復旧及び通信等の中心的防災対策の拠点であるため。
2 区庁舎施設			
3 消防関係施設	(1) 消防署 (2) 消防出張所 (3) 防災指令センター (4) 消防訓練センター (5) 市民防災センター (6) 横浜ヘリポート		消火、救護及び通信等の中心的防災対策の拠点であるため。
4 土木関係施設	(1) 土木事務所		災害時の復旧工事に係わる業務を担当するため。
5 教育関係施設	(1) 小中学校の体育館		災害時の避難場所とされるため。
6 試験研究施設		木原生物学研究所	災害時に施設及び周辺的安全性を確保するため。
7 災害対策関係その他施設	(1) 災害備蓄倉庫 (2) 猛禽動物舎		被災者に対する救護備品の安全性を確保するため。 危険な動物を収容するため。
8 病院関係施設(注)	(1) 市立病院 (2) 市大付属病院 (3) 地域中核病院	市民、港湾、脳血管医療センター 南部病院等	負傷者等病人に対する救護活動及び診療活動の中心的な拠点であるため。

(注)平成17年4月1日局再編に伴い、病院経営局の所管となったため、所管の基準によることを原則とする。

(2) 1.25に該当する建築物

用途係数が1.25に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表 3 1.25に該当する対象建築物関係一覧表

	施設区分	対象建築物	施設対象名	理由
1	都市施設 管理関係 施設	(1) 下水処理場 (2) ポンプ場		下水等の都市の基幹に係わる施設の維持管理の業務を担当するため。
2	衛生関係 施設	(1) 保健所 (2) 衛生研究所		負傷者等病人に対する救護及び診療活動を行うため。
3	学校関係 施設 (小中学校の体育館は除く)	(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 高等学校 (4) 専門学校 (5) 大学		多数の児童生徒、学生がいる教育施設であるため。
4	社会福祉 関係施設	(1) 保育園 (2) 児童更生施設 (3) 養護教育センター (4) 身体障害者福祉センター (5) 福祉授産所 (6) 老人福祉センター (7) ケアセンター・ケアプラザ		多数の幼児又は児童が利用する施設のため。 多数の身体障害者が利用する施設のため。 多数の老人が利用する施設のため。
5	文化的施設	(1) 公会堂 (2) 地区センター (3) スポーツセンター (4) 市民ホール (5) 婦人会館 (6) 図書館・青少年図書館 (7) 郷土資料館 (8) 博物館 (9) 美術館 (10) コミュニティハウス	教育文化 センター 等	多数の市民が利用する施設であるため。 多数の貴重な蔵書或いは美術骨董品の収蔵品を保護するため。
6	市民生活 関係施設	(1) 卸売市場 (2) 小売市場		市民生活において一時も欠かすことのできない施設であるため。
7	その他施設	(1) 斎場等 (2) 大・中動物舎		市民生活に欠かすことのできない施設であるため。 中型以上の動物を収容する施設であるため。

(3) 1.0に該当する建築物

用途係数が1.0に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表 4 1.0に該当する対象建築物関係一覧

施設区分	対象建築物	施設対象名	理由
1 公営住宅施設	(1)市営住宅 (2)改良住宅 (3)その他		住居系施設は、間仕切りが多く比較的各室面積が狭いことと、利用形態が民間住宅系施設と同じであるため。
2 本市の住宅系施設	(1)母子寮 (2)養護関係寄宿舍 (3)一時収容救護施設 (4)看護婦宿舍 (5)職員用管理宿舍 (6)職員寮		同上
3 本市の事務所系施設	(1)公園管理事務所 (2)その他事務所		この区分の事務所系施設は比較的小規模で低層な施設あるため。
4 付属的施設	(1)車庫 (2)倉庫又は物置		利用形態が民間の付属的施設と同じであるため。
5 その他施設	(1)厚生関係施設 (2)公衆便所 (3)休憩舎 (4)小動物舎		特に強化をする必要がないため。

第2編 解説

第1項 基準設定の経緯

昭和56年度の建築基準法施行令の改正、いわゆる「新耐震設計法」が導入され、関東大震災級の地震に対し、建築物の崩壊等から人命を守るという構造設計の目標が示された。その後、平成7年1月17日に兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生し、死者約6000名に及ぶ未曾有の被害を引き起こした。

この地震による建築物の被害は、古い木造住宅の倒壊が顕著であったが、「新耐震設計法」導入後に建築されたものの被害は軽微であったことが報告されている。

また一方では、鉄筋コンクリート造の建築物のピロティ柱の圧壊や、鉄骨造の溶接部の破断による建築物の倒壊など、被災した建築物の映像が大きく報道され、大地震動に対する建築物のバランス等の耐震設計のあり方に警鐘を投げかけた。

従来、まちづくり調整局公共建築部が取り扱う消防施設、区庁舎施設及び市民利用施設等で重要な公共施設は、建築基準法が定める地震力を割増して、耐震性を高めた設計をしている。

また、旧建設大臣官房官庁営繕部における「構造設計指針」（昭和58年度制定）では、国の公共建築物の用途及び機能はもとより、大震災時での役割を考慮して、建築基準法の定める規定より高い耐震性を確保するよう定めている。

また、旧文部省管理局においても、国立学校の校舎等の構造設計に関して「構造設計指針」を定め、建築基準法の規定より高い耐震性を確保するよう定めている。

これらの指針の中で地震力を割り増した耐震設計は、公共建築物の機能を保持するため、大地震動を受ける建築物の耐震性能を向上させることが明らかであり有効である。

そこで、まちづくり調整局においても、本市の公共建築物は大震災時において重要な役割があることを認識して、従来の個別的対応ではなく自ら取り扱う営繕工事の建築物に対して、他都市・旧建設省並びに旧文部省等の規定を参考にしながら、構造設計における用途係数を定めた。

第2項 適用範囲に対する考え方

本基準の設定は、公共建築部が取り扱う建築物の用途別及び機能別の観点から定められた構造の強さを統一して、質の均衡を確保することを目的としているので、まちづくり調整局が所管する営繕工事の全ての建築物に原則として適用するものとする。

第3項 用途係数の扱い

- (1) 用途係数の考え方は、大震災時において公共建築物の機能と使用している人々の命を守ることはもとより、震災後の被災者に対する救護活動と復旧活動の中心

的拠点となる堅牢な建築物が要求されるところに基づいている。

したがって、この考え方は旧建設省が昭和 47 年度から 5 年間かけて取り組み、総合技術開発プロジェクトの「新耐震設計法（案）」で示された用途係数の考え方とも一致するものである。

この用途係数の大きさは、各施設毎の大震災時における機能確保のため必要の度合いを考えて決定されなければならない。そこで、施設の用途別構造強化の区分とその用途係数値を決定する必要がある。

次に、建築基準法が規定している構造の強さは、極めて希に発生する大地震に対して、建築物の倒壊等を防止し、人命を守ることを目的としているので、本基準では建築基準法の規定を満たすものを第 1 区分（用途係数 1.0）とし、次の第 2 区分（用途係数 1.25）としては構造体に軽微な亀裂等の一部の損傷があっても、補修することですぐ利用できるものとした。最後の第 3 区分（用途係数 1.5）としては、震災時に機能上最も重要な建築物を対象としていることから、軽微な災害に納まるようにして継続的に機能が完全に確保できるようにした。

以上の 3 つの区分を設定して、それに見合う構造の強化ができる用途係数を定めた。

この係数値の決定に際しては、建築学会の「地震荷重と建築構造の耐震性（1967）」、旧建設省及び旧文部省の営繕工事の「構造設計指針」及び他都市に実状を参考にして 1.0~1.5 の範囲で定めた。

（ 1 ） 1 . 5 に該当する建築物

用途係数 1.5 に該当する建築物は、災害時における重要な拠点施設として市庁舎、区庁舎、消防関係施設及び病院関係施設並びに小中学校の体育館等がこの区分に該当するものである。

（ 3 ） 1 . 2 5 に該当する建築物

用途係数 1.25 に該当する建築物は、大震災時に救護及び情報伝達等の防災業務並びに全市民の貴重な財産となるものを収蔵する施設等である。

したがって、これに該当する公共建築物は、不特定多数の人が利用する行政機関の文化的な市民利用関係施設、教育関係施設（小中学校の体育館を除く）及び老人や身障者等が利用する福祉関係施設等がある。また、下水施設及び市場施設については、市民生活にとって 1 日も欠くことができないものであると共に、施設が大規模で建設に莫大な経費と時間を要することも考え合わせて、この区分に該当するものとした。

特に、小中学校の体育館を除く学校関係施設においては、児童生徒の身体の安全を確保する必要がある。さらに、旧文部省管理局教育施設部の「構造設計指針（1980 年版）」では、本基準と同様の考え方から構造強化に伴う補正係数を 1.25

と定めている。以上のことから、本基準では用途係数を 1.25 と定めた。

(4) 1.0 に該当する建築物

用途係数が 1.0 に該当する建築物は、公共建築物でも住宅系や事務所系で特定の人を利用する施設、小規模な施設、あるいは車庫等の付属的な施設であるが、民間の施設と同じ使われ方がなされるので、建築基準法で規定する耐震性を満足すれば良いものとした。

(5) 複合用途の建築物の考え方

複合用途の建築物で用途係数の適用区分が異なるものが併設される場合には、原則として用途係数の高い方を全建築物（別棟は除く）に適用する。

ただし、専有面積が比較的少ない用途部分がある場合には、その用途係数区分の適用を弾力的に運用するものとする。

第4項 用途係数の運用方法

(1) 構造強化の基本的考え方

建築物の構造形式は、図 1 の 型式のような強度型と、 型式のような靱性型及びその中間の型がある。図 - 1 の A 1 と A 2 の面積は、建築物の地震エネルギー吸収能力を現し、この面積が同じであれば同じ耐震性能であると考えられている。

そして、より高い耐震性を図るには、 型式の強度をより高める方法と、 型式の変形能力、つまり靱性を高める方法がある。

型式の靱性をより高める方法は、柱・はり接合部の変形特性や、RC 造では柱の軸力比、鉄骨造では溶接性能などの影響を強く受けるため、高度で専門的知識が求められる。

したがって、本基準では設計が容易で運用しやすい 型式の方法により強度を高めることで対処することにした。

(2) 1次設計で終了する場合

具体的な運用方法としては、1次設計で構造計算が終了する建築物に対しては、地震外力を用途係数で割増をして、結果として建築物の耐力を増加させる方法を採用した。

これは、1次設計で終了する建築物は、比較的小規模であり、規模に対し壁など一定量の耐震要素を確保していること

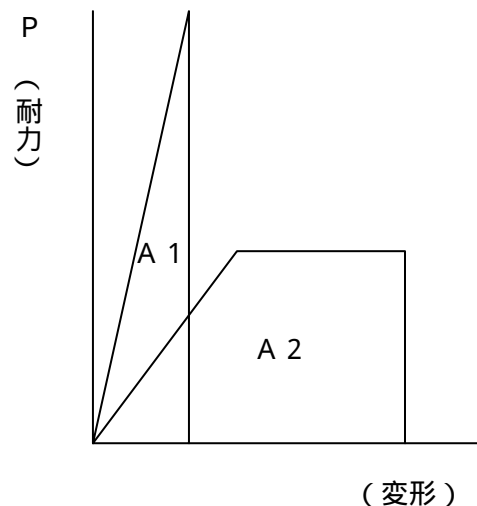


図 - 1 P- 曲線

から、大地震時の設計を省略しても耐震性が確保されていることによっている。

(2) 2次設計を行う場合

2次設計を行う建築物に対しては、保有水平耐力が、必要保有水平耐力に対し用途係数以上の安全率を確保するものとした。また、1次設計対象建築物においても、2次設計の方法で満足したものは良いものとした。

(3) 限界耐力計算を行う場合

平成12年6月1日建築基準法の改正による限界耐力計算（建築基準法施行令第82条の6）を行う場合は、本基準の用途係数を考慮し以下の式を満たすことを原則とする。

損傷限界時 $Q_i \leq G \cdot P_{di}$

Q_i 建築基準法施行令第88条に基づく各階に生じる地震層せん断力

$$Q_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o \cdot W_i \quad (C_o = 0.2)$$

P_{di} 損傷限界時に各階に水平方向に生ずる力

G 本基準に基づく用途係数

安全限界時 $Q_{ui} \leq G \cdot P_{si}$

Q_{ui} 建築基準法施行令第82条の4に基づく各階の保有水平耐力

P_{si} 安全限界時に各階に水平方向に生ずる力

G 本基準に基づく用途係数

限界耐力計算は、損傷限界時と安全限界時の計算を行うが、損傷限界耐力計算では、弾性限耐力に至った変位から、また安全限界計算では、建築物のメカニズム時の変位を基に、限界固有周期等を算定し、そして、地盤の地震増幅特性など考慮した上で各階に生ずる地震力を求める。

実際の建築物（多層階）を、いわゆる1質系の振動モデルに置き換え、地震応答スペクトルから各層に生じる応答層せん断力（地震力）を求める考え方である。

そして、損傷限界時に各層に生じる応答層せん断力（損傷限界耐力）が、基準法の地震層せん断力以下であることを確認し、安全限界時に各層に生じる応答層せん断力（安全限界耐力）が、各階の保有水平耐力以下となることを確認する耐震設計手法である。

このように、限界耐力計算は、従来、建築基準法第38条の大臣認定の対象となる高層建築物の技術評定について、内外から性能規定化が求められたことにより、地盤の地震特性を考慮した振動解析の手法を簡易的に行えるよ

うに体系化したものである。

しかしながら、特に安全限界計算においては、崩壊メカニズム時の変位を基に、安全限界変位、安全限界固有周期等を算定していることから、周期が長くなる傾向があり、地盤の地震増幅特性などに影響し、その結果、各層に生じる応答層せん断力を過小評価し易い。

また、適切な安全限界計算を行ったとしても、メカニズム時の変位を確保するための柱・はり接合部の設計、柱のP- 効果、部材の施工性等、靱性を確保することは非常に重要となることなどに十分留意して対応すべきであり、横浜市建築構造設計指針等を参考に慎重な設計を行うことが求められる。

あえて言うならば、公共建築物の用途上の機能の保持を目的とした本基準の用途係数による地震力の割り増しは、強度を増すことで大地震時の損傷を軽微に止めるために行うものであり、安全限界耐力計算が、崩壊メカニズム時の固有周期に対応する地震力を計算しクライテリアとしていることに着目すると、耐震設計の方向性を異にしているものともいえる。

このように、中低層の建築物が主体である公共建築物の場合、応答スペクトルとその変形性能を前提とした限界耐力計算による耐震設計よりも、むしろ過去の震災経験を考慮した現行の必要保有水平耐力計算による方が適していることが多い。

一方、損傷限界耐力計算においては、弾性限耐力を基にし、層間変形角の制限の範囲で計算を行っている。このため、従来の1次設計と同レベルの耐震設計を行っていることになり、本基準の用途係数による地震力の割り増しは、一定の効果を発揮することが可能である。

以上のような内容を十分把握した上で、限界耐力計算により、公共建築物の耐震設計を行うことは可能であると考え、本基準の用途係数の適用について準用することとした。

提出図面一覧

基本設計完了時、実施設計完了時、完工時にはそれぞれ以下に示す図面を提出すること。なお、提出図面の部数については、図面提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこと。

1. 基本設計完了時提出物

(1) 図面 (A1 : 3部、A3 : 3部)

ア 基本計画設計書 (建築)

- ・表紙・案内図・配置図・仕上表・面積表・求積表・仕様概要表
- ・各階平面図・立面図・断面図・主要部詳細図
- ・基本構造計画案・構造計画概要書
- ・工事費概要書・計画説明図

イ 基本計画設計書 (設備)

- ・電気設備計画概要書・仕様概要表・工事費概算書・各種技術資料
- ・空調設備・給排水衛生設備計画概要書・仕様概要表・設備諸元表・配置計画図・設備系統図・工事費概算書・各種技術資料

ウ その他提案内容により必要となる説明書等

(2) 説明資料 (3部)

- ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
- ・関係法令チェックリスト
- ・ユニバーサルデザイン検討書・コスト削減検討書
- ・採用設備計画比較検討書
- ・省資源・省エネルギー検討書
- ・近隣対策検討書
- ・工事計画書 (建設計画 工程計画)
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(3) 透視図 (3部)

- ・鳥瞰図 (1面)
- ・外観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所、計8面)
- ・内観図 (提案内容に基づき市が指定する箇所、計8面)

(4) 電子納品 (報告書及び図面) (3部)

- ・図面については CAD データ及び PDF 形式、透視図は JPEG 形式および PDF 形式、その他は PDF 形式で、CD-R または DVD-R に保存して提出すること。

2. 実施設計完了時提出物

(1) 図面 (A1 : 3部、A3 : 3部)

ア 建築総合設計図

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表・求積図・面積計算書
- ・仕上表・各階平面図・立面図・断面図・一般矩計図
- ・階段詳細図・各階平面詳細図・展開図・各階床伏図・各階天井伏図
- ・各階部分詳細図・建具キープラン・建具表・家具図・サイン図・日影図
- ・仮設計画図・平均地盤算定図・敷地高低測量図
- ・敷地測量図・真北測量図

イ 建築構造設計図

- ・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図
- ・軸組図・各部断面図・標準詳細図・各部詳細図・構造設計標準仕様書

ウ 外構図

- ・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図

エ 電気設備設計図 (屋外も含む)

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表
- ・凡例・系統図・器具姿図・電灯動力配置図
- ・弱電配線図・詳細図・分電盤結線図

オ 機械設備設計図

- ・表紙・図面リスト・案内図・配置図・特記仕様書・工事区分表
- ・面積表
- ・凡例・各階平面図・詳細図・機器表・器具表
- ・ダクト系統図・配管系統図・屋外排水図・計装図等
- ・吊物機構設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・情報通信設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・照明設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・映像・音響設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)
- ・機械警備設備図 (平面図、各部詳細図、機器リスト)

(2) 工事費内訳書明細 (3部)

(3) 設計計算書 (3部)

- ・構造計算書・雨水排水流量計算書・機械設備設計計算書
- ・電気設備設計計算書・省エネルギー計算書・ランニングコスト計算書・ライフサイクルコスト計算書

(4) 各種申請協議書 (3部)

(5) 積算調書（数量計算書）（3部）

(6) 設計説明書等（3部）

- ・ユニバーサルデザイン説明書・コスト削減説明書・環境対策説明書
- ・リサイクル計画書・関係法令チェックリスト
- ・室内空气中化学物質の抑制措置検討書
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(7) 透視図（3部）

- ・鳥瞰図（1面）
- ・外観図（提案内容に基づき市が指定する箇所、計8面）
- ・内観図（提案内容に基づき市が指定する箇所、計8面）

(8) 電子納品（報告書及び図面）（3部）

- ・図面については CAD データ及び PDF 形式、透視図は JPEG 形式および PDF 形式、その他の他は PDF 形式で、CD-R または DVD-R に保存して提出すること。

3. 完工時提出物

(1) 工事記録写真（3部）

(2) 完工図

- ・完工図（建築）一式（製本図3部、原図1部、縮小版製本3部）
- ・完工図（電気設備）一式（製本図3部、原図1部、縮小版製本3部及び取扱説明書3部）
- ・完工図（空調設備）一式（製本図3部、原図1部、縮小版製本3部及び取扱説明書3部）
- ・完工図（給排水設備）一式（製本図3部、原図1部、縮小版製本3部及び取扱説明書3部）
- ・完工図（什器・備品配置票）一式（製本図3部、原図1部、縮小版製本3部）

(3) 什器備品財産管理台帳（3部）

(4) 什器備品カタログ（3部）

(5) 完工写真（3部）

なお、完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を

負担し、又は必要な措置を講ずること。

選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。

- ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(6) 電子納品（図面及び写真等）（3部）

- ・図面については CAD データ及び PDF 形式、写真は JPEG 形式および PDF 形式、その他は PDF 形式で、CD-R または DVD-R に保存して提出すること。

以上